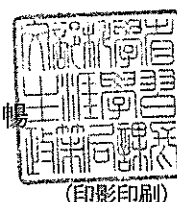


26ス参青第10号
平成27年1月27日

附属学校を置く各国立大学法人学長
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長
各都道府県私立学校主管部課長
各都道府県・指定都市青少年担当主管部課長
各都道府県・指定都市教育委員会 殿
指導事務主管部課長
情報教育主管部課長
生涯学習・社会教育主管部課長

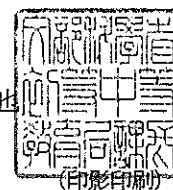
文部科学省生涯学習政策局
情報教育課長

豊嶋 基



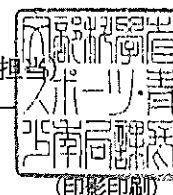
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課長

内藤 敏也



文部科学省スポーツ・青少年局
青少年課長

(併) 参事官 (青少年健全育成担当)
泉 潤一



「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について (協力依頼)

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、青少年の犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクや対応策を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、サービスを提供する関係事業者や学校等の関係者が連携して、青少年・保護者に対して実施するスマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に展開することが効果的であると考え、昨年度に引き続き、関係者の協力のもと実施します。

つきましては、貴職におかれましても、上記の趣旨を踏まえ、域内の市区町村、市区町村教育委員

会及び関係機関・団体、特に域内の小・中・高等学校に対して周知するとともに、下記のような取組を推進していただくようよろしくお願いします。

なお、本件については、別途、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（別紙）のとおり、一般社団法人全国高等学校PTA連合会及び公益社団法人日本PTA全国協議会に対しても協力を依頼していますので、申し添えます。

記

卒業式・入学式・入学説明会・保護者会、総合的な学習の時間、ホームルームの時間等の様々な機会を活用し、保護者や児童生徒に対して、スマートフォン等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を行うとともに、スマートフォン等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を積極的に推進していただくようお願いします。

1. 保護者に対して

(1) スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底等

青少年が利用するスマートフォン等を購入・契約する際には、青少年インターネット環境整備法^{※1}に基づき、利用者が青少年である旨の申し出を行うことが法律上保護者の義務とされています。保護者は、事業者からフィルタリング^{※2}に関する説明を受けるとともに、その設定に際しID・パスワード等を使用する場合には、青少年ではなく保護者が設定・管理をすることが重要です。

※1 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

※2 「フィルタリング」

インターネットのサイト等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。スマートフォンでは、スマートフォン対応のフィルタリングの利用が必要です。

また、ゲーム機や音楽プレイヤー、タブレット端末等、インターネットに接続することが可能な端末でも、安心・安全に利用するために、フィルタリングを利用することが重要です。

(2) 家庭内におけるルール作りの推奨等

スマートフォンやソーシャルメディア等を利用する際に気をつけるべき点について親子で話し合った上で、正しく利用するための家庭におけるルールを作り、守ることが重要です。その際、保護者向けリーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」（＜参考情報①＞）を活用することも有効です。

また、平成26年8月から、児童生徒の情報モラルを育成するため「考えよう 家族みんなで スマホのルール」をスローガンに「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を開始し、企業や教育委員会など協力団体の皆様とともに、子供たちの情報モラル育成を図る取組を推進していますので、積極的に御活用ください。（＜参考情報②＞）

詳しくは、[子供のための情報モラル](#) [検索](#)



協力団体のロゴマークや名称を記載し協力して取組を推進

【家庭のルールに盛り込む事項の例】

- ・携帯電話を利用する場所や時間帯を決めましょう。
- ・書き込みや投稿をするときには、よく考えてから行いましょう。
- ・自分や友人の個人情報に関する書き込みや写真の投稿はやめましょう。
- ・他人を傷つけるような投稿や、公共ルールやマナーに反するような情報の投稿はしてはいけません。特に、写真を投稿するときは十分に注意しましょう。
- ・トラブルに巻き込まれたときやその可能性があるときは、保護者や学校に相談しましょう。

2. 児童生徒に対して

学校における携帯電話等の取扱いについては、小中学校への原則持込禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針に基づいてこれまでも適切に児童生徒に指導していただいているところですが、「ネット上のいじめ」や犯罪被害の予防等を含め、スマートフォン等の適切な利用について配慮することが必要です。

そのため、学習指導要領に基づき、各教科等の指導において、発達段階に応じた情報モラルに関する指導を行うことが重要です。その際、以下の各種資料等を参考にさせていただくとともに積極的に御活用ください。

文部科学省では、いわゆる「ネット依存」やスマートフォン・SNSの普及等、情報化の進展に伴う新たな課題に対して、学校における情報モラルの指導の充実を図るために平成26年3月、教員が指導する際に役に立つ児童生徒向けの動画教材や、当該教材の解説及び指導のポイントをまとめた教員向け指導手引書を作成し、全国の教育委員会に配布するとともに、HPから視聴（映像教材）及びダウンロード（手引書）することができますので、学校関係者はもとより、PTAや各団体の皆様におかれても御活用下さい。（＜参考情報③＞）

また、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための講座「e-ネットキャラバン」（＜参考情報④＞）を、児童生徒への指導に活用することも効果的です。

さらに、児童生徒用壁新聞「ちょっと待って ケータイ&スマホ新聞」及び児童生徒用リーフレット「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」（＜参考情報⑤＞）等を教材として利用することも有効です。

なお、児童生徒同士や学級、学年、学校でのソーシャルメディアを使用する際のガイドラインづくり（＜参考情報⑥＞）などの取組も参考になります。

<参考情報>

- ① 保護者向けリーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」
(内閣府HP) <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>
- ② 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について
(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm
- ③ 情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書
(文部科学省・教育の情報化HP) http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html
- ④ e-ネットキャラバン (e-ネット安心講座)
(e-ネットキャラバンHP) <http://www.e-netcaravan.jp/>
※「e-ネットキャラバン (e-ネット安心講座) の推進について (依頼) (平成26年2月7日付け総基デ第9号、25生情教第7号)」を通知。
- ⑤ 児童生徒向け壁新聞「ちょっと待って! ケータイ&スマホ新聞」
※平成27年3月中に各教育委員会等に配布予定。
児童生徒向けリーフレット「ちょっと待って! ケータイ&スマホ」
(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm
- ⑥ 「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」
(安心ネットづくり促進協議会HP) <http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>
- ⑦ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け)
(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm
- ⑧ 学校ネットパトロールに関する取組事例・事例集 (教育委員会等向け)
(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm
- ⑨ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(電子政府総合窓口HP) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20H0079.html>
- ⑩ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
(電子政府総合窓口HP) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11H0052.html>
- ⑪ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (通称「リベンジポルノ対策法」平成26年11月に成立)
(法務省HP) http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji10_00004.html

<別紙>

- ・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について (一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人日本PTA全国協議会宛通知)

【本件に関する問い合わせ先】

- 文部科学省生涯学習政策局
情報教育課 教育情報施策調整係
電話 03-5253-4111 (内線 2085) F A X 03-6734-2085
e-mail johokyoiku@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局
児童生徒課 生徒指導室 生徒指導企画係
電話 03-5253-4111 (内線 3298) F A X 03-6734-3735
e-mail s-sidou@mext.go.jp
- 文部科学省スポーツ・青少年局
参事官 (青少年健全育成担当) 付推進係
電話 03-5253-4111 (内線 2966) F A X 03-6734-3795
e-mail sposeisyo@mext.go.jp

平成 27 年 1 月 16 日

公益社団法人日本 PTA 全国協議会 御中

内閣府・総務省・経済産業省
内閣官房 IT 総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省

平成 27 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」と記載します。）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省や事業者・団体とともに進めています。

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用して利用者が高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、それらの不適正な利用により、青少年が犯罪被害に遭遇したり、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。また、青少年のインターネット利用機器も多様化するとともに、より低年齢での利用も広がっています。このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する対応を自ら理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、サービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携して、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に展開することが効果的であると考え、関係者に協力を求めることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域の関係団体に本取組について周知するとともに、下記の取組について御理解いただき、積極的な取組を実施いただくようよろしくお願いいたします。

記

下記の事項について、2 月～3 月の新学期準備期間には、中学校及び高等学校への新入学を控える小学 6 年生や中学 3 年生とその保護者、また、4 月以降の新学期には新中学 1 年生とその保護者への啓発に特に重点を置く観点から、入学前・入学後の各学校 PTA の会合における積極的周知をお願いします。

1 スマートフォン等の購入時における対応

保護者として、青少年が利用するスマートフォン等を購入・契約する際、青少年インターネット環境整備法^{※1}に基づき、法律上義務とされている利用者が青少年である旨の申し出を行うとともに、フィルタリング^{※2}について説明を受けていただくこと。

なお、フィルタリングの設定に際し、ID・パスワード等を使用する場合には、青少年ではなく保護者が設定・管理をしていただくこと。

※1 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)
第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

※2 「フィルタリング」

インターネットのサイト等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。スマートフォンでは、スマートフォン対応のフィルタリングの利用が必要です。

また、ゲーム機や音楽プレイヤー、タブレット端末等、インターネットに接続することが可能な端末でも、安心・安全に利用するために、フィルタリングを利用することが重要です。

2 家庭における話し合い及び利用のルール作り

添付資料等を参考に、スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合った上で、規則正しい生活習慣づくりや正しく利用するための御家庭でのルールを作り、守っていただくこと。

3 学校や地域における取組

小・中学校、地域団体と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用し、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年や保護者、教職員の意識を高めるような取組について、できる限り行っていただくこと。

(取組の例)

- ・ 研修会やセミナー、啓発イベント等の開催
- ・ 授業や総合学習等の時間における話し合い
- ・ 学校や地域で、正しく利用するための取組のアイデアやキャッチフレーズを募集

(担当課)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）付
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
経済産業省商務情報政策局情報経済課
内閣官房 IT 総合戦略室
警察庁生活安全局少年課、情報技術犯罪対策課
消費者庁消費者政策課
法務省大臣官房秘書課
文部科学省生涯学習政策局情報教育課、スポーツ・青少年局青少年課

(参考) リーフレット等

- ・ 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について
平成26年8月から、児童生徒の情報モラルを育成するため
「考えよう 家族みんなで スマホのルール」をスローガンにロゴマークを作成し(右図参照)、「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を開始し、企業や教育委員会など協力団体の皆様とともに、子供たちの情報モラル育成を図る取組を推進していますので、積極的にご活用ください。



http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm

- ・ 電気通信サービス Q&A
電話やインターネットを安心して利用するために、事前のちょっとした知識を紹介
http://www.soumu.go.jp/main_content/000162134.pdf
- ・ インターネットトラブル事例集
インターネットトラブルの実例を挙げ、その予防法と対処法を紹介
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html
- ・ インターネットリテラシー・マナー等向上事例集
各地の学校や自治体、企業、NPO 等がインターネットリテラシー・マナー等向上のために自主的に活動をしている様々な事例を紹介
http://www.soumu.go.jp/main_content/000323296.pdf
- ・ 保護者のみなさまへ大切なお知らせとお願い
青少年がゲーム機を安心して使用できるよう、保護者によるゲーム機の初期設定について紹介
<http://www.nintendo.co.jp/parents/index.html>
<http://www.xbox.com/ja-JP/Live/parental-control>
<http://www.jp.playstation.com/psn/info/safety/guide.html>
- ・ 人権啓発冊子「あなたは大丈夫? インターネットと人権」
人権意識をもってインターネットを利用してもらうための正しいルールや知識などを紹介
<http://www.moj.go.jp/content/000125957.pdf>

(関係法令)

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20H0079.html>
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11H0052.html>
- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
http://www.moj.go.jp/keijil/keijil0_00004.html

平成 27 年 1 月 16 日

一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会 御中

内閣府・総務省・経済産業省
内閣官房 IT 総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省

平成 27 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」と記載します。）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省や事業者・団体とともに進めています。

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用して利用者が高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、それらの不適正な利用により、青少年が犯罪被害に遭遇したり、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。また、青少年のインターネット利用機器も多様化するとともに、より低年齢での利用も広がっています。このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する対応を自ら理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、サービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携して、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に展開することが効果的であると考え、関係者に協力を求めることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域の関係団体に本取組について周知するとともに、下記の取組について御理解いただき、積極的な取組を実施いただくようよろしくお願いいたします。

記

以下の事項について、2 月～3 月の新学期準備期間には、新入学を控える現中学校 3 年生とその保護者、また、4 月以降の新学期には新高校 1 年生とその保護者への啓発に特に重点を置く観点から、入学前・入学後の各学校 P T A の会合における積極的周知をお願いします。

1 スマートフォン等の購入時における対応

保護者として、青少年が利用するスマートフォン等を購入・契約する際、青少年インターネット環境整備法^{*1}に基づき、法律上義務とされている利用者が青少年である旨の申し出を行うとともに、フィルタリング^{*2}について説明を受けていただくこと。

なお、フィルタリングの設定に際し、ID・パスワード等を使用する場合には、青少年ではなく保護者が設定・管理をしていただくこと。

※1 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

※2 「フィルタリング」

インターネットのサイト等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。スマートフォンでは、スマートフォン対応のフィルタリングの利用が必要です。

また、ゲーム機や音楽プレイヤー、タブレット端末等、インターネットに接続することが可能な端末でも、安心・安全に利用するために、フィルタリングを利用することが重要です。

2 家庭における話し合い及び利用のルール作り

添付資料等を参考に、スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合った上で、規則正しい生活習慣づくりや正しく利用するための御家庭でのルールを作り、守っていただくこと。

3 学校や地域における取組

高等学校、地域団体と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用し、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年や保護者、教職員の意識を高めるような取組について、できる限り行っていただくこと。

（取組の例）

- ・ 研修会やセミナー、啓発イベント等の開催
- ・ 授業や総合学習等の時間における話し合い
- ・ 学校や地域で、正しく利用するための取組のアイデアやキャッチフレーズを募集

（担当課）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）付
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
経済産業省商務情報政策局情報経済課
内閣官房 IT 総合戦略室
警察庁生活安全局少年課、情報技術犯罪対策課
消費者庁消費者政策課
法務省大臣官房秘書課
文部科学省生涯学習政策局情報教育課、スポーツ・青少年局青少年課

(参考) リーフレット等

- ・ 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について平成26年8月から、児童生徒の情報モラルを育成するため「考えよう 家族みんなで スマホのルール」をスローガンにロゴマークを作成し(右図参照)、「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を開始し、企業や教育委員会など協力団体の皆様とともに、子供たちの情報モラル育成を図る取組を推進していますので、積極的にご活用ください。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm

- ・ 電気通信サービス Q&A

電話やインターネットを安心して利用するために、事前のちょっとした知識を紹介
http://www.soumu.go.jp/main_content/000162134.pdf

- ・ インターネットトラブル事例集

インターネットトラブルの実例を挙げ、その予防法と対処法を紹介

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

- ・ インターネットリテラシー・マナー等向上事例集

各地の学校や自治体、企業、NPO 等がインターネットリテラシー・マナー等向上のために自主的に活動をしている様々な事例を紹介

http://www.soumu.go.jp/main_content/000323296.pdf

- ・ 保護者のみなさまへ大切なお知らせとお願い

青少年がゲーム機を安心して使用できるよう、保護者によるゲーム機の初期設定について紹介

<http://www.nintendo.co.jp/parents/index.html>

<http://www.xbox.com/ja-JP/Live/parental-control>

<http://www.jp.playstation.com/psn/info/safety/guide.html>

- ・ 人権啓発冊子「あなたは大丈夫? インターネットと人権」

人権意識をもってインターネットを利用してもらうための正しいルールや知識などを紹介

<http://www.moj.go.jp/content/000125957.pdf>

(関係法令)

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20H0079.html>

- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11H0052.html>

- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji10_00004.html